

地域公共交通に係る平成28年の地方からの提案等に関する
対応方針に対するフォローアップ状況

参考資料3

事項	提案団体	28年対応方針の内容	現在の対応状況の概要
<p>道路運送法上の 申請事案に係る 手続の簡素化 (道路運送法)</p>	<p>中津川市</p>	<p>一般乗合旅客自動車運送事業の許可の申請等については、<u>地域公共交通会議での協議書類と運輸支局等に提出する申請書類に重複がある部分に関し、省略が可能と考えられるものを具体的に検討し、平成28年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>一般乗合旅客自動車運送事業の許可の申請については、<u>路線図等の書類を運輸支局等に提出する必要があるが、これらの書類のうち、地域公共交通会議における協議書類と重複し、かつ、変更なく協議が調ったものについては、提出の省略を可能とする。</u>なお、その手段については今後検討し、平成29年中に措置する。</p>